

兵庫県指令神北(県)(29)第6-64-004号

平成29年7月4日

住所 西宮市甲風園三丁目9番5号

申請者 株式会社 神島組

代表取締役 神島 昭男

平成29年6月27日付で変更許可申請のあった特定事業については「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」第26条の規定により、下記のとおり許可します。

兵庫県阪神北県民局長 村上 元伸



記

特定事業区域の位置 川辺郡猪名川町木津字奥山16番1 外2筆

80,060㎡

特定事業の期間 平成21年6月15日から平成34年3月31日まで

許可の条件

- ⑤ 特定事業が他の法令等の許認可を要するものである場合は、所定の手続きを完了した上で着手すること。
- ⑥ 特定事業の施工にあたって、工事中は現場責任者を常駐させるとともに、事業者が自己の責任において、危険防止、風水害防止及び公害防止等常に必要な措置をとった上で工事を進めること。
- ⑦ 事業場内外を問わず、人命財産その他に危害を及ぼさないよう措置し、不慮の災害を起こさないよう万全を期すること。
- ⑧ 特定事業を完了又は廃止するときは、当該特定事業の施工を管理するために設置した事務所を除去すること。

(不服申立の教示)

この許可について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して①3箇月以内に、兵庫県知事に対して審査請求をすること、及び②6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、審査請求のみをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。



特 定 事 業 承 継 届 特 定 事 業 承 継 届

兵庫県知事 様

H30年2月15日

届出者 住所

兵庫県川辺郡猪名川町字奥山16番1

氏名 株式会社 あいぐる
代表取締役 神島 昭男



電話 (072) 768 - 2720 番

許可年月日及び許可番号	平成29年7月4日 兵庫県指令神北(県) (29)第6-64-004号
事業区域の位置	川辺郡猪名川町木津字奥山16番1 他2筆
承継前の事業者	住所 西宮市甲風園三丁目9番5号 氏名 株式会社 神島組 代表取締役 神島 昭男
承継年月日	平成30年 / 月22日
承継の理由	兵庫県指令神北(県) (29)第6-64-004号 特定事業(残土処分場)の実施会社「あいぐる」を 設立した為。
備考	

A4

